

青森県報

第三千二百二十三号

平成二十一年
八月十四日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(同)	三
飼料の試験の結果の概要	(畜産課)	三
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	(西北地域)	四
土地改良区の役員の退任	(同)	四
土地改良区の役員の就任及び退任	(同)	四
公安委員会		
警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施	(生活安全課)	五
警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施	(同)	五

告 示

青森県告示第五百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
石岡歯科医院	弘前市大字松森町七五	平成三・五・三
渡辺歯科医院	弘前市大字茂森町四二の一	三・五・四
北畠整形外科医院	黒石市ぐみの木一丁目五〇	三・六・三〇
たなぶ調剤薬局	むつ市柳町一丁目七の三三	三・五・二
成田医院	つがる市木造千代町五二	三・六・二六
調剤薬局ツルハドラ ツグ十八日町店	八戸市大字十八日町二七	三・五・三

青森県告示第五百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
石岡歯科医院	弘前市大字松森町七五	平成三・六・一

渡辺歯科医院 TOJOCLEINIC たなぶ調剤薬局	弘前市大字茂森町四二の一 三沢市中央町四丁目三の一九 むつ市柳町一丁目九の五〇	三・五・五 三・五・一 三・五・三
----------------------------------	---	-------------------------

青森県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	クリニックパーク上北	上北郡東北町大字上野字南谷地二五八の一	平成三・六・五
変更後	旭日クリニック		

青森県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	事業所	変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	
変更後	名称	事業所	
	名称	所在地	

弘前市大字高屋字本宮四八
 医療法人仙知会訪問看護
 弘前市大字高屋字本宮四八

変更後	医療法人仙知会	〇の四	護ステーションのぞみ	〇の四	平成三・七・一
				弘前市大字高屋字五反田二一の一	

青森県告示第五百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
八戸在宅クリニック	八戸市大字岩泉町七	平成三・六・一
ひなた薬局	五所川原市字錦町一の一	三・七・一

青森県告示第五百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所	指定年月日
事業所	

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	訪問看護ステーションえがのみよう	八戸市大字妙字分枝三八の三	平成 三・六・一

青森県告示第五百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
社会福祉法人 峰寿会	グループリブの家	平成 三・四・一
主たる事務所の所在地	所 在 地	
五所川原市金三町朝日山三五三の八	五所川原市金木町芦野二〇〇の二四二	
介 護 予 防 事 業 の 種 類		
介護予防生活型介護		

青森県告示第五百四十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十一年七月二日及び七日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十一年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他の水分 %	
伊藤忠飼料株式会社 石巻工場 石巻市三河町13	昭産商事株式会社 八戸支店 八戸市卸センター1丁目6の20	青森シヤモロツク後期	21.4	18.5	3.6	0.78	0.53	2.8	4.5							13.6	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同 左	エル中印肉用牛肥育用配合飼料 ビーフ	21.7	13.5	3.8	0.50	0.46	3.3	4.0							13.3	
		エル中印ほ乳期子豚育成用配合飼料 ニユーサイナー	21.7	19.8	5.5	0.96	0.65	2.0	5.1			81.2				12.9	
		エル中印アロイラー肥育前期用配合飼料 ヒナ銀行E	21.7	24.6	4.6	0.93	0.74	1.8	5.5					3.030		12.1	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、枝川鶴田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月十四日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	蒔苗 四郎	北津軽郡板柳町大字小幡字柳川九九	平成 三・三・二七就任
"	三浦 勉	鶴田町大字山道字小泉二二五	三・一・二七退任

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月十四日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理事	清野鈴次郎	西津軽郡鰺ヶ沢町大字館前町字小津軽 沢二二二	平成三・四・二〇

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小戸六溜池土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月十四日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	長谷川孝悦	つがる市木造下福原中吉谷八六の一	平成 三・四・二七就任
"	杉野森松男	森田町床舞豊原七九の一	"
"	原田 良明	木造福原稲村三九	"
"	鎌田 哲夫	" 土滝稲葉六五	"
"	原田 善信	森田町床舞豊原七六の一	"
"	原田 其吉	森田月見野二六二の一	"
"	野呂 長藏	木造下福原中吉谷一一二	"
"	浅見 春樹	森田町床舞豊原七六の二	"
"	原田 春美	" " 一の二	"
"	佐藤 吉彌	" " 真鶴一	"
"	工藤 友満	大館広ヶ平三三二の一九	"
"	木村 俊一	床舞豊原二七の六	"
"	大淵 則昭	木造福原妻元六七	"
"	原田 拓夫	" " 徳永五	"
"	古川登喜浩	森田町大館千歳一一二の二	"
監事	野呂 米秋	木造福原種井一九の三	"
"	葛西 義直	" 三ツ館寿抱五一	"
"	原田 裕次	森田町森田月見野二四七の一	"
"	木村 巧公	" 床舞豊原六六の一	"
"	長谷川孝悦	木造下福原中吉谷八六の一	三・四・二六退任
"	杉野森松男	森田町床舞豊原七九の一	"
"	原田 良明	木造福原稲村三九	"

鎌田 哲夫	土滝稲葉六五	〃
原田 善信	森田町床舞豊原七六の一	〃
葛西 英範	大館千歳一の一	〃
原田 其吉	森田月見野二六二の一	〃
野呂 長藏	木造下福原中吉谷一の一	〃
原田 清則	福原寛六	〃
浅見 春樹	森田町床舞豊原七六の二	〃
原田 春美	〃 〃 一の一	〃
佐藤 吉彌	〃 真鶴一	〃
工藤 友満	大館広ヶ平三二の一九	〃
木村 俊一	床舞豊原二七の六	〃
大淵 則昭	木造福原妻元六七	〃
野呂 米秋	〃 種井一九の三	〃
葛西 義直	〃 三ツ館寿抱五一	〃
原田 裕次	森田町森田月見野二四七の一	〃
木村 巧公	床舞豊原六六の一	〃

公安委員会

青森県公安委員会告示第八十二号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十一年八月十四日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十一年十月五日（月）から同年十月十五日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

三十人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十一年九月七日(月)から同年九月十一日(金)までの間

(一) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込みの受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十三号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十一年八月十四日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習の区分

法第二十二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十一年十月八日(木)から同年十月十五日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

四人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十二條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十一年九月八日（火）から同年九月十一日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭